

# 第4次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画概要(案)

第3次推進計画からの変更箇所は赤字で示しています。

## 計画の基本的な考え方

- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年4月1日施行)に基づき策定。
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための県の行動計画。
- ・第1次計画は平成19年に策定。(5年ごとに改定)
- ・第4次計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間。
- ・外部の委員で構成する高知県安全安心まちづくり検討会の意見を計画に反映。
- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議が計画の進捗管理を行う。

## 計画策定の背景

### 【高知県の現状】

- ・令和2年国勢調査による本県の人口は691,527人であり、平成27年調査時から36,749人減少した。高齢化率は約36%となり、平成27年調査時の約33%から更に高齢化率が増加。(令和2年10月1日現在)
- ・地域の支え合いの力が弱まっている、と感じている人の割合は約54%。(令和3年度県民世論調査)
- ・暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出している。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっている。
- ・令和2年、新型コロナウイルス感染拡大によって県民の生活様式が変化した。また、新型コロナウイルス感染拡大に便乗した詐欺被害や不審電話等が県内で発生している。
- ・県内では、毎年、交通事故件数が減少したが、事故死者数は、令和元年から増加傾向となり、令和2年では34人の尊い命が失われた。また、事故死者のうち、約77%を高齢者が占めている。(県警察統計資料)
- ・30年以内に70～80%程度の確率で南海トラフ地震が発生するといわれており、大規模災害発生時の犯罪にも備えた取組が必要。(算定基準値 平成30年1月1日)

### 【第3次計画の成果と課題】

- ・本県における近年の刑法犯認知件数は、毎年減少して過去最少を更新しており、令和2年は2,719件となった。(県警察犯罪統計)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231
高知県	8,007	7,082	6,530	5,710	5,664	4,792	4,635	4,052	3,562	2,719

- ・自転車盗や住宅対象の侵入盗等の窃盗犯は、刑法犯全体の約68%を占めている。(令和2年中 県警察犯罪統計)

- ・住宅対象の侵入盗被害のうち、約87%は無施錠の状態被害に遭っており、乗り物盗や車上ねらいの被害のうちの約72%は無施錠の状態被害に遭っている。(令和2年中 県警察犯罪統計)

- ・県内のサイバー犯罪被害は、相談件数は500件前後で推移し、検挙件数は40件前後で推移している。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
相談受理	393	593	506	492	453	433	429	539
検挙件数	46	41	42	33	31	41	36	51

- ・県内の特殊詐欺被害は、平成30年まで減少傾向であったが、令和元年からは増加に転じ、令和2年は、認知38件、被害総額約1億1,300万円と大きく被害状況が悪化した。(県警察統計資料)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,526
高知県	41	52	59	78	53	38	49	20	26	38

- ・誘拐等に発展する危険性がある、子どもに対する声掛け事案は、近年の認知件数が300件前後の高止まりで推移している。また、小学生に対する発生が全体の約39%を占める。(令和2年中 県警察統計資料)

- ・刑法犯認知件数が、毎年、継続的に減少する中、ストーカー事案は認知件数が100件前後で、DV事案は200件前後で推移を続けている。(県警察統計資料)

- ・児童虐待と認定された件数は、年々増加傾向にあり、令和2年度は583件となった。(県児童相談所資料)

- ・令和元年、高齢者虐待と認められた件数は110件となり、前年度から13件増加し、障害者虐待と認められた件数は5件となり、前年度から11件減少した。(高齢者福祉課資料・障害福祉課資料)

### 【第4次計画における重要な取組】

第3次計画では、5つの重点目標を定め、これを指標として種々の取組を実施してきた。その結果、県警察が把握する刑法犯認知件数は減少傾向を継続しており、毎年過去最少を更新している。一方で、DV、ストーカー及び児童虐待等の人身安全関連事案への対応や、悪化する特殊詐欺被害への対策は、喫緊の課題であり、社会全体で取り組まなければならない事項も多く残っている。このことから、第4次計画では、第3次計画の基本的な重点目標や枠組みを継承するとともに、本県の現状や課題に応じた新たな方策を加え、以下の重要な取組を実施していく。

- 1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する**
  - ・自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発・犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報提供 等
- 2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める**
  - ・地域の推進体制の活動支援・サイバー空間における犯罪被害の抑止・特殊詐欺による被害の抑止 等
- 3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する**
  - ・子どもの安全を確保する・高齢者を事件事故から守る・各種虐待、DV、ストーカーによる被害の抑止 等
- 4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する**
  - ・犯罪の防止に配慮した建造物、道路等の構造物の整備促進・公園等、公共の場所における防犯カメラの設置促進 等
- 5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する**
  - ・大規模災害に備え、市町村、防犯活動団体への支援継続・大規模災害時における「防犯の視点」の反映促進 等

## 第4次計画の取組体系

【計画期間:令和4年度から令和8年度の5年間】

### 重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

【基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める】

- ① 広報・啓発の充実・・・広報紙やラジオによる広報、啓発及び条例等の情報提供等を行う。 ② 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

【基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する】

- ① 広報・啓発の充実 ② 情報共有の促進・・・各職域団体と情報共有の機会を拡充する。 ③ 防犯活動団体に対する支援 ④ 防犯活動を担うリーダーの育成 ⑤ 事業者による活動の促進 ⑥ 高齢者による活動の促進 ⑦ 幅広い世代の地域活動への参画の促進

### 重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

【基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる】

- ① 広報・啓発の充実 ② 全県的な推進体制の強化 ③ 地域における推進体制づくりに対する支援 ④ 市町村に対する支援 ⑤ 暴力団を許さない社会づくりに対する支援・・・行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援する。

【基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる】

- ① ネットワークづくり・・・見守り協定締結業者等に見守り活動への参加を働きかける。

【基本的方策3 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する】

- ① 広報・啓発の充実・・・サイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行う。 ② 情報共有の促進・・・産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図る。 ③ サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成・・・学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進する。

【基本的方策4 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する】

- ① 広報・啓発の充実・・・体験型・実演型のものを交え、被害の危険性を体感的に認識する広報等を行う。 ② 情報共有の促進・・・金融機関等との連携に努め、従業員等が声掛けしやすい環境の整備や警察官等による警戒活動の強化を推進する。 ③ 事業者との協力関係の確立及び支援・・・日頃から官民一体となった協力関係を構築し、警察への早期通報態勢の確立など、被害の未然防止対策を徹底する。

### 重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

【基本的方策1 学校や通学路等における児童等の安全を確保する】

- ① 児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 ② 安全確保体制づくりの促進・・・危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。 ③ 児童等の見守り活動等の推進・・・登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。 ④ 児童等への安全教育の充実 ⑤ 防犯環境整備の促進

【基本的方策2 子どもの安全を確保する】

- ① 広報・啓発の充実 ② 子どもたちを健やかに育てる取組・・・児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。 ③ 子どもを児童虐待から守るための取組・・・児童虐待の早期発見、安全の確保、通報のための取組を推進する。

【基本的方策3 高齢者、障害者、女性の安全を確保する】

- ① 広報・啓発の充実・・・虐待、DV、ストーカーを許さない気運を高めるための広報啓発を行う。DVやストーカーの被害を生みださないための教育を実施する。 ② 高齢者や障害者の見守り活動の推進・・・特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。 ③ 虐待防止活動の推進・・・高齢者や障害者を虐待から守る活動の推進 ④ 女性の犯罪被害防止に関する取組 ⑤ 高齢者を交通事故から守るための取組・・・高齢者を守るための交通安全意識の醸成、高齢者に対する交通安全教室の推進

【基本的方策4 観光旅行者等の安全を確保する】

- ① 安全情報の提供・・・外国人観光客等に対する安全情報の提供 ② 従業員等に対する防犯教育の促進

### 重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

【基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する】

- ① 道路等の構造、設備等に関する指針の周知 ② 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 ③ 防犯カメラの設置の促進・・・市町村、事業者等が行う防犯カメラの設置に対する補助

【基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する】

- ① 住宅の構造、設備等に関する指針の周知 ② 住宅の安全に関する情報の提供 ③ 公営住宅の防犯指針に基づく整備

【基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する】

- ① 金融機関に対する啓発 ② 深夜小売店舗に対する啓発

### 重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

【基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する】

- ① 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 ② 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発 ③ 発生前の備え及び発生後の対応への支援

【基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する】

- ① 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 ② 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

### 数値目標

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表件数 毎年3件
- ・ 公立学校における「学校安全計画」の教職員の共有・必要に応じた見直しの実施率 100%
- ・ 学校等における安全点検の実施率 100%
- ・ 高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 100%
- ・ 放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置 100%
- ・ 各市町村要保護児童対策地域協議会へのSSWの参加率 100%

県民や本県を訪れる人全てが、安全で安心して暮らし、滞在することができる高知県